

第十九回国会 農林委員會 議 録 第四十五号

昭和二十九年五月十八日(火曜日)

午前十四時四十九分開議

出席委員

委員長 井出 太郎君

理事小枝 一雄君 理事佐藤洋之助君

理事綱島 正興君 理事金子與重郎君

理事川俣 清吉君

秋山 利雄君

佐藤善一郎君

松岡 俊三君

加藤 高藏君

井谷 正吉君

中澤 茂一君

山村新治郎君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官 農林經濟局長 小倉 武一君

委員外の出席者

参考人(元産業組合中央会主事) 辻 誠君

参考人(中央農業會議事務局局長) 中村吉次郎君

参考人(京都大学農学部教授) 大槻 正男君

専門員 藤波 理平君

専門員 藤井 信君

本日の會議に付した事件

農民組合法案(足鹿覺君外十二名提出、衆法第二五号)

農業委員會法の一部を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出、衆法第二九号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外十六名提出、衆法第三〇号)

○井出委員長 これより會議を開きます。

農民組合法案、農業委員會法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題となし、審査を進めます。

本日はここに御出席をいただきまし

た参考人各位より、農業協同組合法の問題について御意見を承ることにいたします。

この際参考人各位にごあいさつ申し上げます。農業協同組合法の再編成といわれる問題が、時間を経過しておりました。相當の時間を経過しておりました。相當の時間を経過しておりました。

が、その間第十五国会及び第十六国会には内閣より関係法案が提出せられ、一方これに対して第十六国会には内閣より農民組合法案が提出せられ

ましたが、諸般の事情によりましてい

ずれも審議未了に終つた次第につきま

しては、各位御承知の通りでございます。しかるに、今国会にあつたため

法案の審査に貴重な参考資料に資したいと思ふ次第であります。

それではこれより逐次御意見を承ります。時間の都合もありますのでお

一人当り約二、三十分程度におま

るのであります。これだけ長く法律案が審議され、また討論されておりますならば、もうできてよいはずじやないかという感じが私にはいたすのであります。いくら審議いたしましても、こ

まかい点をあまりつづつていまして

ならば、おそらく私は異論が多過ぎる問題ではないかと思つておるのであ

て、そして農業協同組合が解体され、一面二十年から非常に御活動になつていらつしやいました農民組合、この二つの団体が農業協同組合の初期におきましては相當御活動になつたと思つてお

りますが、一面全体の団体の中心になつておりました各種の意見をまとめま

す。農業復興會議といふものも二十二年からできておつたと思つてお

ります。これらいろいろ代表機關といふものが非常に錯雑して存在してお

る状態、これは占領下としてやむを得なかつたと思つてお

ります。しかしその後GHQからも農業協同組合法と同

時につくるべき農民団体法案あるいは農民組合法案であります。日本

の事情としてはかなりわかりにくいものであつたと思つてお

ります。それを日本に実施しようといふ意見も出して

来ましたが、結局農業委員會法が同時に議論されまして、むしろそれの方が

代表的な機能を果たすものとして現われ

て参つたのだと思つてお

ります。それに際しまして今までの農業復興會議

のようなものは逐次勢力を失つて参

ります。農民団体の御関係も、農

地改革の終りますと同時に、以前の

ような動力といふものはなくなつた

のではないかと私共は知りません

ので、あるいは誤りかもしれませ

んが、そう思われるのであります。その

関係もまた農業復興會議に非常に影響

をして来つたと思つてお

ります。その後農業復興會議も解体になりま

して地方組織がなくなつて、ここに

つしやる中村さんが事務の方をやつていらつしやるのでありますが、中央農業会議が生れて来た。ところがその中央農業会議というものは、私見するに、農業委員会の団体も農業代表機関としてあるいは団体といたしまして相当な力を持つていらつしやると思つてありますけれども、どういふわけか中央農業会議と農業委員会とは同一の組織になつておらないようでありまして、もちろん具体的な問題ではいろいろな協同活動をやつていらつしやるよりはあります。従つてその点のあるいは御了解のし合ひがないわけではな

は私は農業のためにやはり一つの不幸ではないかと考えておるのであります。第二番目に、私、元産業組合中央会主事という十五年前の資格で今日お呼び出しを受けたわけで、非常に古くなつてゐるわけでありまして、だから私が申しますことは古い考えであるかもしれないのでありますけれども、協同組合法そのものの性格につきまして、現在の農業協同組合の關係者の方、それからまた議員の方々におかれまして、もう少し明確にしていただきたいというふうな感じを持つておるわけでありまして、その一つの重要な問題は、政治活動の問題であると思つております。農業協同組合の法律を見ますと、事業として政治活動がはつきり現われておられません。これは皆御承知の通りであります。本来ならやはり経営体としての性格が中心になつて、従つて準経営体の活動をするというふうになつておると理解する方がいいのではないかと思います。しかしながら占領下におきまして農業協同組合ができて、農業代表機能の關係の団体、あるいは機關の整備が行われてお

ちろん私は農業協同組合の政治活動すべてを否定するものではないのでありますけれども、少くとも一般農政治活動の中心を別に定めまして、そうしてそれに協力するような立場で行くのが農業協同組合としては當然のことではないかと思つておられます。しかしながら初期における状態をまだ依然として続けなければならぬというふうな考えをおられる役員の方も地方に相当ございまして、従つてそれが全國機關に反映するといふことは當然のことでありまして、しかしながらこの点はよく農業協同組合の方々が考えなければならぬのであります。そういふ考えから申しますと、もう三年前からいふ／＼な案が出て参りまして、あるいは農事会法案であるとか、これに對しまして農業委員会が反對するとかあるいは農業協同組合が反對するとか、いふ／＼な意見が錯雜して出て参りまして、最後の結果としてこの二つの法案が出て参つたわけでありまして、もちろんこれは各派の方々によつていふ／＼御意見がおありになるのだと思つておられますけれども、たとえば、農業委員会の場合におきまして、地方の會議所の構成の問題とか、あるいはまた中央における役員構成であるとかいふような問題について農業委員会と他の団体と半半にする、この考え方は相當御議論になつたと思つておられますが、本来ならば農業委員会を中心に考えて行くといふ方が正しいのではないかと私は考えておるのであります。しかしながら現在の政治的な情勢から考えて参りまして、ここに折合ひをおつけになつたといふこ

とであれば、多少欠点がありまして、その理論の通らないことがあつても、もし実行して行く間に必ず通らないところは欠陥が出て来ると思つておられます。それは先のことでありまして、今ただちに現れるかどうかはこれは両方で水かけ論になりますので、一応やはりこの方式でやつてみて、そして事態の進展するにつれて、農業委員会の方も成長し、農協の方も改められて行き、そして新たな態勢を持つて行くといふふうなことも十分やつて行けるのじやないかと考えるのであります。そういう意味から申しますと、この非常に議論になりました問題につきましても、おそらく私は時間が解決してくれるのではないと思つておられます。ことに農業委員会の中央の団体の構成におきまして、たとえば全國的な農業協同組合連合会なら加入の資格があるといふようなことが出ておりますけれども、その点につきましても、私農業協同組合のことを一番たくさん見てお

て行けるだらうと思つておるので、非常に焦点となつておるこの問題につきましては、私はあまり問題にしないでもいいのではないかと考えておるのであります。なお農業協同組合の關係のことをつけ加えておきますが、中央会という組織にするという意見が出て参りました。が、農業協同組合の方の状態をお伺いいたしますと、法律で通らうと通らないと、この中央会をつくるのだといふような御意見がかなり支配的であつたようにも伺つておるのであります。しかしながらこの点は私はかなり疑問だと思つておられます。せつかく農協法の中に指導連という形式があるにもかかわらず、それを越えて中央会の制度を設けるといふこと、地方の全体の組織がそれに従つて来るかどうかといふような点につきましても疑問があるのではありません。もちろん全國中央会はすぐできると思つておられますが、他のものはそれに従わないといふことになりまして、非常にちぐはぐな組織になつて参ります。

それからもう一つのこの中央会の問題として割切れない形になつておりますのは、やはり農業協同組合の団体の關係で、一般農政団体としての機能を十分持つていたいという気持ちがかなり強く、大会の決議もそれによつて左右されているといふような状態であると思つておられます。従つてその点は相當全國団体の方はこれに固執しなければならぬ立場にあるかと思つておられますが、大体団体の決議というもの、農協ばかりではなく、どの団体でもやはり輪をかけて決議するのが普通であります。従つておちつく先は

いろいろ／＼と先いたしますけれども、農業の代表機能といふものを一つのものにまとめるということは非常に大事なことで、しかもそれが国でもつて認めて、それによつて政策の方向をきめていただくといふふうにしていただかなければならぬと思つておられますけれども、まだ確たるものが出ていないといふこと、また農村の中における農業代表機能が統一されておらないという感じが持つておるのであります。

ちろん私は農業協同組合の政治活動すべてを否定するものではないのでありますけれども、少くとも一般農政治活動の中心を別に定めまして、そうしてそれに協力するような立場で行くのが農業協同組合としては當然のことではないかと思つておられます。しかしながら初期における状態をまだ依然として続けなければならぬというふうな考えをおられる役員の方も地方に相当ございまして、従つてそれが全國機關に反映するといふことは當然のことでありまして、しかしながらこの点はよく農業協同組合の方々が考えなければならぬのであります。そういふ考えから申しますと、もう三年前からいふ／＼な案が出て参りまして、あるいは農事会法案であるとか、これに對しまして農業委員会が反對するとかあるいは農業協同組合が反對するとか、いふ／＼な意見が錯雜して出て参りまして、最後の結果としてこの二つの法案が出て参つたわけでありまして、もちろんこれは各派の方々によつていふ／＼御意見がおありになるのだと思つておられますけれども、たとえば、農業委員会の場合におきまして、地方の會議所の構成の問題とか、あるいはまた中央における役員構成であるとかいふような問題について農業委員会と他の団体と半半にする、この考え方は相當御議論になつたと思つておられますが、本来ならば農業委員会を中心に考えて行くといふ方が正しいのではないかと私は考えておるのであります。しかしながら現在の政治的な情勢から考えて参りまして、ここに折合ひをおつけになつたといふこ

とであれば、多少欠点がありまして、その理論の通らないことがあつても、もし実行して行く間に必ず通らないところは欠陥が出て来ると思つておられます。それは先のことでありまして、今ただちに現れるかどうかはこれは両方で水かけ論になりますので、一応やはりこの方式でやつてみて、そして事態の進展するにつれて、農業委員会の方も成長し、農協の方も改められて行き、そして新たな態勢を持つて行くといふふうなことも十分やつて行けるのじやないかと考えるのであります。そういう意味から申しますと、この非常に議論になりました問題につきましても、おそらく私は時間が解決してくれるのではないと思つておられます。ことに農業委員会の中央の団体の構成におきまして、たとえば全國的な農業協同組合連合会なら加入の資格があるといふようなことが出ておりますけれども、その点につきましても、私農業協同組合のことを一番たくさん見てお

て行けるだらうと思つておるので、非常に焦点となつておるこの問題につきましては、私はあまり問題にしないでもいいのではないかと考えておるのであります。なお農業協同組合の關係のことをつけ加えておきますが、中央会という組織にするという意見が出て参りました。が、農業協同組合の方の状態をお伺いいたしますと、法律で通らうと通らないと、この中央会をつくるのだといふような御意見がかなり支配的であつたようにも伺つておるのであります。しかしながらこの点は私はかなり疑問だと思つておられます。せつかく農協法の中に指導連という形式があるにもかかわらず、それを越えて中央会の制度を設けるといふこと、地方の全体の組織がそれに従つて来るかどうかといふような点につきましても疑問があるのではありません。もちろん全國中央会はすぐできると思つておられますが、他のものはそれに従わないといふことになりまして、非常にちぐはぐな組織になつて参ります。

それからもう一つのこの中央会の問題として割切れない形になつておりますのは、やはり農業協同組合の団体の關係で、一般農政団体としての機能を十分持つていたいという気持ちがかなり強く、大会の決議もそれによつて左右されているといふような状態であると思つておられます。従つてその点は相當全國団体の方はこれに固執しなければならぬ立場にあるかと思つておられますが、大体団体の決議というもの、農協ばかりではなく、どの団体でもやはり輪をかけて決議するのが普通であります。従つておちつく先は

ちろん私は農業協同組合の政治活動すべてを否定するものではないのでありますけれども、少くとも一般農政治活動の中心を別に定めまして、そうしてそれに協力するような立場で行くのが農業協同組合としては當然のことではないかと思つておられます。しかしながら初期における状態をまだ依然として続けなければならぬというふうな考えをおられる役員の方も地方に相当ございまして、従つてそれが全國機關に反映するといふことは當然のことでありまして、しかしながらこの点はよく農業協同組合の方々が考えなければならぬのであります。そういふ考えから申しますと、もう三年前からいふ／＼な案が出て参りまして、あるいは農事会法案であるとか、これに對しまして農業委員会が反對するとかあるいは農業協同組合が反對するとか、いふ／＼な意見が錯雜して出て参りまして、最後の結果としてこの二つの法案が出て参つたわけでありまして、もちろんこれは各派の方々によつていふ／＼御意見がおありになるのだと思つておられますけれども、たとえば、農業委員会の場合におきまして、地方の會議所の構成の問題とか、あるいはまた中央における役員構成であるとかいふような問題について農業委員会と他の団体と半半にする、この考え方は相當御議論になつたと思つておられますが、本来ならば農業委員会を中心に考えて行くといふ方が正しいのではないかと私は考えておるのであります。しかしながら現在の政治的な情勢から考えて参りまして、ここに折合ひをおつけになつたといふこ

ちろん私は農業協同組合の政治活動すべてを否定するものではないのでありますけれども、少くとも一般農政治活動の中心を別に定めまして、そうしてそれに協力するような立場で行くのが農業協同組合としては當然のことではないかと思つておられます。しかしながら初期における状態をまだ依然として続けなければならぬというふうな考えをおられる役員の方も地方に相当ございまして、従つてそれが全國機關に反映するといふことは當然のことでありまして、しかしながらこの点はよく農業協同組合の方々が考えなければならぬのであります。そういふ考えから申しますと、もう三年前からいふ／＼な案が出て参りまして、あるいは農事会法案であるとか、これに對しまして農業委員会が反對するとかあるいは農業協同組合が反對するとか、いふ／＼な意見が錯雜して出て参りまして、最後の結果としてこの二つの法案が出て参つたわけでありまして、もちろんこれは各派の方々によつていふ／＼御意見がおありになるのだと思つておられますけれども、たとえば、農業委員会の場合におきまして、地方の會議所の構成の問題とか、あるいはまた中央における役員構成であるとかいふような問題について農業委員会と他の団体と半半にする、この考え方は相當御議論になつたと思つておられますが、本来ならば農業委員会を中心に考えて行くといふ方が正しいのではないかと私は考えておるのであります。しかしながら現在の政治的な情勢から考えて参りまして、ここに折合ひをおつけになつたといふこ

とであれば、多少欠点がありまして、その理論の通らないことがあつても、もし実行して行く間に必ず通らないところは欠陥が出て来ると思つておられます。それは先のことでありまして、今ただちに現れるかどうかはこれは両方で水かけ論になりますので、一応やはりこの方式でやつてみて、そして事態の進展するにつれて、農業委員会の方も成長し、農協の方も改められて行き、そして新たな態勢を持つて行くといふふうなことも十分やつて行けるのじやないかと考えるのであります。そういう意味から申しますと、この非常に議論になりました問題につきましても、おそらく私は時間が解決してくれるのではないと思つておられます。ことに農業委員会の中央の団体の構成におきまして、たとえば全國的な農業協同組合連合会なら加入の資格があるといふようなことが出ておりますけれども、その点につきましても、私農業協同組合のことを一番たくさん見てお

て行けるだらうと思つておるので、非常に焦点となつておるこの問題につきましては、私はあまり問題にしないでもいいのではないかと考えておるのであります。なお農業協同組合の關係のことをつけ加えておきますが、中央会という組織にするという意見が出て参りました。が、農業協同組合の方の状態をお伺いいたしますと、法律で通らうと通らないと、この中央会をつくるのだといふような御意見がかなり支配的であつたようにも伺つておるのであります。しかしながらこの点は私はかなり疑問だと思つておられます。せつかく農協法の中に指導連という形式があるにもかかわらず、それを越えて中央会の制度を設けるといふこと、地方の全体の組織がそれに従つて来るかどうかといふような点につきましても疑問があるのではありません。もちろん全國中央会はすぐできると思つておられますが、他のものはそれに従わないといふことになりまして、非常にちぐはぐな組織になつて参ります。

それからもう一つのこの中央会の問題として割切れない形になつておりますのは、やはり農業協同組合の団体の關係で、一般農政団体としての機能を十分持つていたいという気持ちがかなり強く、大会の決議もそれによつて左右されているといふような状態であると思つておられます。従つてその点は相當全國団体の方はこれに固執しなければならぬ立場にあるかと思つておられますが、大体団体の決議というもの、農協ばかりではなく、どの団体でもやはり輪をかけて決議するのが普通であります。従つておちつく先は

ちろん私は農業協同組合の政治活動すべてを否定するものではないのでありますけれども、少くとも一般農政治活動の中心を別に定めまして、そうしてそれに協力するような立場で行くのが農業協同組合としては當然のことではないかと思つておられます。しかしながら初期における状態をまだ依然として続けなければならぬというふうな考えをおられる役員の方も地方に相当ございまして、従つてそれが全國機關に反映するといふことは當然のことでありまして、しかしながらこの点はよく農業協同組合の方々が考えなければならぬのであります。そういふ考えから申しますと、もう三年前からいふ／＼な案が出て参りまして、あるいは農事会法案であるとか、これに對しまして農業委員会が反對するとかあるいは農業協同組合が反對するとか、いふ／＼な意見が錯雜して出て参りまして、最後の結果としてこの二つの法案が出て参つたわけでありまして、もちろんこれは各派の方々によつていふ／＼御意見がおありになるのだと思つておられますけれども、たとえば、農業委員会の場合におきまして、地方の會議所の構成の問題とか、あるいはまた中央における役員構成であるとかいふような問題について農業委員会と他の団体と半半にする、この考え方は相當御議論になつたと思つておられますが、本来ならば農業委員会を中心に考えて行くといふ方が正しいのではないかと私は考えておるのであります。しかしながら現在の政治的な情勢から考えて参りまして、ここに折合ひをおつけになつたといふこ

とであれば、多少欠点がありまして、その理論の通らないことがあつても、もし実行して行く間に必ず通らないところは欠陥が出て来ると思つておられます。それは先のことでありまして、今ただちに現れるかどうかはこれは両方で水かけ論になりますので、一応やはりこの方式でやつてみて、そして事態の進展するにつれて、農業委員会の方も成長し、農協の方も改められて行き、そして新たな態勢を持つて行くといふふうなことも十分やつて行けるのじやないかと考えるのであります。そういう意味から申しますと、この非常に議論になりました問題につきましても、おそらく私は時間が解決してくれるのではないと思つておられます。ことに農業委員会の中央の団体の構成におきまして、たとえば全國的な農業協同組合連合会なら加入の資格があるといふようなことが出ておりますけれども、その点につきましても、私農業協同組合のことを一番たくさん見てお

ある程度めどをつけてそれに賛成して
いる人もあります。非常に極端に
それを主張している人もあるのだと思
うのであります。従つて私はこの点の
うかに農協の中にそうした強硬意見の
方があつても、農政問題につきまして
は、別に中心をつくるというところに
おちつきましても、やはり協同組合は
全体としてその方向に行くのではない
かというふうに觀察をいたしておるわ
けであります。ことに中央会が現在で
きて参ります必要は、指導連の現在
の地方の実情によるのだと私は思うの
であります。指導連なるものが教育連
を持つて事業をして、そしてその他の
仕事をやるような形で法律でできてお
ります。結局農協の全体の総合的な機
関となつて、そして経営体としての活
動を強化して行くことを中心にして、
あわせて農協に必要な政治活動である
とかいうようなことをやつて行くもの
であると私は考へるのであります。そ
ういふことがやはり中央会という名称
をつけるというふうになつてゐるの
はないかと私は考へております。これ
は過去の産業組合の場合でも、國際的
な機関の場合でも、さうであるかと私
は考へておるわけで、ぜひこれらの中
央会という議論が数年前から出て来た
根拠というものを、現在の指導連の状
態あるいは農協の経営的な破綻を来し
てゐる状態を考へてくださいますして、
この中央会の法案というものが早く出
て来ますように御尽力願へれば非常
に幸いだと思つております。ことにこ
の法律の中で中央会として新たな監査
という機能が入つておるのでありま
す。これは過去の産業組合の場合にお

きましてありました組織であります
が、それを新たな形で——まづたく前
のものをそのまま移すというのではな
くて、新たな民主的な形でやつて行こ
うというので、この監査という仕事が
入つております。法律で中央会といふ
ものができて来なければ、この監査とい
うものの仕事が十分やつて行けない
のであります。今の中央会があるのは
農協の方々が、法律がなくていられな
いといふようなお考えを持つていらつ
しやいまして、監査という仕事は実
際としては、単位組合に対して行い得
ない状況にあるといふことだと思ひ
ます。またさうしたことが法
律で定められなければ、おそらく地方
でも、これに対して法律的に援助をす
るというにはなつて参らないと思
うのであります。中央会をつくるとい
ふことは、単に従来の全指導連といは
地方の指導連の看板の塗りかえをする
といふことでなく、その経営の方針に
つきましても、また事業の内容につ
きましても、かわつて来るものではな
いかと考へておるのであります。その
点につきましても、おそらく農協の関
係の方々の中には御異論があるようご
ざいますけれども、やはりさうした
ことが現在の農協の破綻した実情、さ
らにまた今後起つて参ります恐慌の状
態を考へて参りますと、その準備をい
たさなければならぬと、さらにまた
根本的に農協の改革を行うために、
農協の大会を行つて行かなければなら
ぬ。さういふような町村合併の問
題と関連いたしまして、これはやはり
農協委員会の構成にも関係し、それか
ら農協協同組合の将来の構成にも関係
して来ることであります。さういふ新

たな段階に入らなければならぬ協同
組合及び農協委員会といたしまして、
この際根本的に考へ直して、さうして
組織の整備を行い、指導方針を統一し
て、農村の中で統一ある行動がとれる
ようにしたいと思つております。私が
一番疑問に思つておりますのは、農
業委員会とそれから農協とが、団体間
題について今まで相当意見の食い違ひ
があつた、最近は大分御提携になつて
いらつしやるようでございますが、
さういふことはないのであります。が、
これはきわめてふしぎなことだと思ひ
ます。思つてゐるのであります。農協協同組
合の役員は、農村におけるところの多
数の農業協同組合も農業委員会も、ほ
んど同じ農民から役員が選ばれてお
るのであります。しかるにもかかわら
ず、この団体問題になつて参りますと
非常に異なつて来る、同じ基礎を持
つていながらさういふふうになつて来
るということはきわめておかしいこと
であります。やはり農協協同組合と
農業委員会とがともに緊密な連絡がと
れるような方向に行くのが私はよくは
ないかと考へておるのであります。農
民組合につきましても、もちろんいろ
いろな特別の意見を持つていらつしや
る方が多数にわかれていらつしやるの
でありますから、これは簡単には統一
行動をとるといふことは困難かと私は
思ひますけれども、少くとも農協協
同組合と、それから農業委員会とは統
一的な行動をとつて、またそれができ
るようになつて、さうして農民の意思の
統一といふところにお進み願ひたいと
考へておるわけであります。その意味
で私は漠然たることしか申し上げかね
るのでありますけれども、要するにこ

まかな議論はしないで、できるだけ早
く、この会期切迫している時期に法案
をお見直し願へればというふうな考へ
で申し上げたわけでございます。はな
はだ長談義をいたしまして申訳なかつ
たと思ひます。(拍手)
○井出委員長 次に中央農業会議事務
局長中村吉次郎さんにお願ひします。
質疑がおありでしょうか、それは最
後に一括していたします。
○中村参事人 私は特に農民組合法案
について申し上げます。その前に農協法
の一部改正、農業委員会法の一部改正
について少しばかり御注文を申し上げ
ておきたいと考へます。
御承知のように農協協同組合法の一
部改正では、一番大きな眼目になつて
おるのは農協の中央会をつくるという
ことであるかと思ひますが、そのほ
かにも大きなわれ／＼の関心を持つて
おる問題が二つあるのであります。そ
れは共済事業について監督の規定を強
化したといふこと、それから農協の同
じ区域にある他の農協あるいはその地
域の一部を組織してある農協、それか
ら部落の団体を加入させるという第十
二条の変更だと思ひます。
農協の中央会につきましては、第一
回の全国農協大会でも、農協の総合系
統機関を強化するといふ強力な決議が
ございまして、その線で今日まで農協
関係の方々が、農協の指導系統組織を
強化する運動を展開されておられまし
て、最近では法律案が出る出ないにか
かわらず、自主的な指導機構として中
央会をつくるという問題が推進されて
おつたのであります。さういふ際に
この法案が上程されましたことは、必

ず農協関係全体の歓迎することだろ
うと思ひます。ただ私どもはやはり農協
の建前からいって、理想としては自主
的にやつてもらいたいのであります
が、それもなか／＼困難なこともあり
ます。やがてさういふ自主的なものも
法律の裏づけが必要となつて来るだろ
うと思ひますが、この中央会の設立に
対して期待をかけるわけではございま
す。その際にやはり農民が一様に危惧
しております指導機関の官僚化といひ
ますが、官僚的な指導に陥らないよう
に、十分運営に御注意を願ひたいと思
ひます。
それから共済事業につきましては、
これは戦前の産業組合時代にも共済事
業の問題が大きな政治問題として発展
したこともございしますが、最近農協の
共済事業は非常に急速に発展しており
まして、これはやはり長期の契約を農
民と結ぶのでありまして、相当監督も
厳重を期さなければならぬといふこと
は、当然起つて来ることでございま
す。から、この機会にさういふ改正法律案
が出ましたことは、けつこうだと私は
思ひます。
それから三番目の部落農業団体ある
いは同一区域内にある他の協同組合も
包括し得るような、いわゆる団体加入
の問題でございしますが、これも前の産
業組合時代から、おそらく二十年くら
い前から問題になつて、一応産業組合
の運営の結論としてさういふことが解
決されたと思ひますが、この機会にこ
の部落の組合を団体加入させて、そし
て農協の運営を強力にするといふこと
は非常に必要なことじやないかと思
ひます。特に部落にはさういふ、一例
を申し上げます、副業の指導など

は部落単位でやつておりますが、これがやはり農協と結びつくことによつて、そういう副産が非業に強力に進められるというようなことが出て来るし、また部落の特殊性といいますが、農民は部落的に団結をしておるのでありまして、この部落の組織が農協に団体加入することによつて、農民の意思が十分農協の運営に反映するということも可能であるというところを私は信じておりますので、この点も非常にけっこうであると思ひます。

さらに私は、今度はたな上げになつていふのでありますが、やはり技術指導が非常に問題になつて来るだろうと思ひます。私も地方の農民のいろいろの声を聞きまして、やはり単協の生産技術指導をぜひやつてもらいたいという要求は、ほとんど例外なく農民が一致した強い要望でありまして、全国的に見れば、相当この生産技術指導を行つてゐる農協がありまして、そういう農協は、概して優秀な事業成績をあげております。しかしながらこの技術指導には相当負担もかかるし犠牲も払ひ、いわゆる単なるサービスのなことではなかつて、農協の弱体なところではなかつて、困難でありますので、こういう技術指導に対しては、当然国家から何らかの形で助成をするようにならなければならないのじやないか。そうしますと、農民の要望している技術指導が一斉に各単協において取上げられまして、その事業を拡充することも緊密であり、また農協に対して農民たちが、これは真にわれわれの農協であるというような関係を持つし、その緊密なつながりもそこから生れて来ると思ひます。そういう意味で今度

の農協法の一部改正は、きわめて重要な諸点を改正されるのでありまして、これは農民のみならず支持しているものとして賛成を申し上げたいと思ひます。

それから農業委員会法の一部改正法案でございますが、私もその立場から申し上げますと、その農業委員会の設立の当時に反対しましたし、また十六国会においてこの法律案が改正されるに反対したのでございまして、その当時のわれわれの考え方は、農業委員会は行政機構の一部であるという考えを持つておりました。その行政機構の一部が、その系統機構を組織して、これが農民の代表機関である、利益を代表するものであるというよりな考え方に対して、根本的に反対をしていたのでありますが、今回の改正によりまして、非常にそのありさまがかわつておりまして、早く申せば、前の農業協同組合法の一部改正法案は、これは農業協同組合並びに農業協同組合中央会法案と言つた方が正しいのじやないか。いわゆる中央会というものは、今までの農業協同組合の連合会と相当性質が違つていふように思ひます。またそういう必要に迫られてゐるわけでありまして、それからまたこの農業委員会法案を見ましても、これは正確に申し上げますならば、農業委員並びに農業会議所法案とも言うべき性質のものじやないかと私は思ひます。いわゆる十六国会に上程されましたように、系統農業委員会組織をつくるというふうな考えから相当離れておりまして、この点は国会において両法律に対して相当御研究され、御苦心されたあとが見えるようございませ

すが、私もはそういうふうな考えまして、この農業委員会法案を見ますときには、町村の農業委員会は依然としてやはり行政機構の一部であると思ひたい。それが都道府県段階になりまして、他の団体の代表者を加へまして都道府県の農業会議をつくり出す。こうなりますと、これは町村の農業委員会とは非常に性質が違つて参ります。いかに利益代表機関的な性格を持つて来ているようでありまして、全国におきますと、さらにそれが団体をもつて構成するということになつておりますから、これはさらに違つて来ておまして、この三つのものを系統機構と見ることは、私は非常に困難があるのではないかと、私に感ずるものであります。そういう疑念が若干あるにしましても、今日の日本の農村の状況としましては、末端機構ではやはり農業委員会が必要であります。また全国都道府県段階では、農民の非常に多様にわたつております業種等を包含しまして、その総合的な意見を統一して行くということも必要であらうかと思ひます。ことに積極的に申しますならば、今日の農村では非常に場当たり的な施策が行われておるが、やはり農村の総合計画といふものが、そういう根本的な調査に基いた総合的な農村建設の計画を立て、それを実行するということが必要になつて来るだろうと思ひます。そういう際

に、こういう団体が官庁と緊密に連絡をいたしまして、農村の建設計画を総合的に樹立するという段階が来ているのではないかと、これも考えられますし、そういう意味では、この農業委員会法の一部改正、さらにこれが発展いたしましたという力を持ち、機能を果せるような機構になることが必要でないかという感じもいたします。今まではこの農業委員会法一部改正には反対をいたしました。が、今回の法律案には賛成を申し上げまして、国会をこれを通して行くように要望する次第であります。

それから私は最後に農民組合法案について申し上げたいと思ひます。農民組合法案につきましては、長い間問題になつておりましたが、この大きな眼目は二つございまして、健全にして民主的な農民組織の育成、それから農民の団結の擁護、団体交渉権の確立である、こういうふうな私どもは理解しておりました。そのことがどうしても今日の農民にとつて必要であります。この農民組合法案の提案理由の説明においても、日本の民主化の根本が農村の民主化であり、農民の解放であるといふように御説明されておりましたが、少くとも現在上程されております三法案をもつて、先ほど委員長も申された通り、農業団体の再編成といふ名をつけられておりますが、前の二つの法律案は修正されるにしても、私も考える農民団体の再編成といふ名にふさわしいものにするためには、この農民組合法案がどうしても成立しなければ団体再編成の名にふさわしく相ならぬといふように御説明しておるものであります。

さつきは農協と農業委員の二つの組織、これは農村にとつて非常に巨大な組織であります。それではこれだけの二つの巨大な組織をもつて農民の解放は遂行されるかどうかということになりますと、私は疑問を持つております。最近の例を一つ申し上げても、神奈川県に起つた問題でございまして、農地の問題につきまして——これは全国的にいうことは言えないかも知れませんが、盛んに不当転売がされております。農業委員会が買取されたとかされないとか、いろいろ言われております。とにかく現在麦が育てられてゐる麦畑の中に、住宅地として土地ブローカーの旗がひらめいてゐる。そういうことが現在なされておりますが、私はやはり農地問題については、今日の農業委員会は非常に怠慢である、その機能を十分に果しておらないといふことが、具体的に言えると思ひます。そういうことを考えますときに、私もやはり農村において民主的な農民組織が農地を守り農地を開放する推進力とならなければ、農業委員会は農地を預かつてい

る機能を十分に果たすことができない。こういうふうな考えをしております。それは農協はどうかと申しますと、さつきの場所でもございまして、農協は農地の転売に対して何らの意思表示もしないどころか、その代金を農協を通じて支払うという点で妥協をいたしました。つまり農協はみずからの金融と経営だけを考へて農民の基本的な解放について考へておらない。そういうことがやがては農民を農協から引離して行くといふことが言えると思ひます。従いまして私どもは、農協がその任務をよく果し、農業委員会がその使命をよく果すためには、やはりその村その土地に民主的な農民の組織が打立てられなければならない、かように存じます。そういう農民組織は、法律によら

なくとも任意につくればいいじゃないかということも言われておりますけれども、今日の状態ではそういう段階に至っておりません。それは日本の農村が非常に遅れておるといふこと、農業が孤立的であつて、農民の自覚がそこまで至つておらないといふことにもよりまずけれども、何と言いましても、農民があまりに貧乏であるからであります。貧乏であるから、自分たちの力によつて任意の民主的な農民組織をつくるだけの余力が出て来ないといふことが言えると思ひます。それからたくさん問題が今農村にはございます。米価の問題とか、農地の問題とかあるいは税金の問題、こういう問題がたくさんございます。しかしながら農民の相手とする側の方でもたくさんございまして、農民は困惑しておることが多いのであります。

まず米価の問題にしましても、米価を農民の要求する生産費米価につり上げるために、農民組織が關つて政府に要求いたします。そのためにはある地区の農民組織は非常に犠牲を払うわけでありまして、しかしながらそれによつて得られるところの農民の利益といふものは、それら關つた農民だけではないとして、全国の農民に利益を与える。そうしますと他の農民は、日本の国内の一部の農民に犠牲を払つて米価をかも得ているといふことになる、非常な不合理があるわけでありまして、さらにまたもう一つの不合理は、たとえば去年の夏に筑後川が氾濫いたしました、流木によつて家屋が押し流され、長い間の慣例によりまして、涙金を少しばかりもらつて材木会社を持つて行きます。しかしこれは、農民が立ち上つて組織をつくり、材木会社に簡半ばかり交渉の上要求をいたしますと、いわゆる水難救護法という法律の適用を受けて、時価の十五分の一の支払いを受けるようになったのであります。こういうことは、すでに日本の農民は法律によつて保護された事項さえも、團結をして闘わなければその法律は適用されないといふ状態でありまして、われわれは日本の現在の憲法下において、非常に特殊な部落といふか、特殊な地帯は農村ではないかと思つております。そういう農民を解放するために、私どもは、やはり全国的な農民組織をつくるように、法律によつて育成しなければならぬと思ひます。また、それでは流木問題について、福岡の農民が團結して交渉すれば法律によつて支払われた、そういう事例があるにかかわらず、それから三箇月後に、紀州において有田川でそれが氾濫いたしました、流木が出た。そのときの流木に対する材木会社の支払いは、そのようになされたかといへばなされておらない。つまり黙つておれば支払う側でも違法をして払わない、こういうことが行われた。これも農民にとつては非常に不合理な状態であつて、この二つの不合理を、やはりこういう組織の育成によつてわれわれは解決しなければならぬと思ひます。たとえばこの委員会において、昨年の十二月に問題にして取上げられました電柱敷地補償の問題にしましても、これは黙つておればだれも支払つてくれない、要求したところにはどん／＼払います。またその値上げにつきましても、要求の強いところだけを聞いて

おる。こういう状態では非常に不合理であります。この電柱敷地補償の問題につきましても、最近のことでございますが、この委員会にて取上げられましたことが地方版の新聞に出まして、会津のある村では、この新聞記事を見て農民が立ち上つて、東北電力に対して立ち入り禁止の非常手段に訴えようとしておる村もございます。こういう事件が頻りに起つて来ると私は思ひます。その他農民としましては、たとえば専売公社が買い上げております葉タバコの取引の状態、あるいは蘭の取引の状態、牛乳の取引の状態といふものは、非常に一方的な取引がなされておりました。農民の意見といふものは何らそこに取上げられておらないのであります。私は先ほど米の問題を言いましたが、米にしましても、農民は昔から今日まで、おそろく自分が生産した米の全量を自分のものとして受取つて処理したといふことはないだろうと私は信じます。それほど農民の意思といふものは疎略されて来ておるのであります。私どもはこういう問題は、農業委員会や農業協同組合によつては解決され得ないといふことを信じておるのであります。すなわち農民が自分の権利を伸張し、自由を獲得するためには、やはりこれを保護して行かなければならぬ。戦後になりましたが、これは一に労働組合法といふ法律によつて保護されているためであると私は信じます。すなわちやはり農民も労働者と同じようにその團結権を擁護され、その団体行動は保障されなければならぬ。つまり刑法三十五條の正当行為の規定によつて農民の団体行為といふも

のは保障されなければならぬと私は思ひます。それからこの農民組合法の経過を御参考に申し上げますと、これは戦争直後でございますが、昭和二十一年の第一回日農大会で要求され、決議になつておりまして、その後研究されまして、第二回大会において農民組合法がつくられております。しかしこのときはまだ農協法もできておらないし、いわんや農業委員会法もできておらないのであります。その後二十五年の法律案を經まして、昭和二十五年の暮れだと思ひますが、いわゆる司令部から農民組織に関する十六原則といふものが出されて、その最後の項に農民も労働者のようにその権利を主張する組織もつくつて、政治的な要求をしなければならぬといふことがございまして、おそろくそれに基づきまして、先ほど辻さんも申されました通り、占領軍の司令部から勧告が出ております。これは法律の文案になつて、その形で勧告が出ておると聞いておりますが、その勧告が出たところに、農林省では、いかにこの勧告を受けてその代案かのようにして農業委員会法をつくられた。おそろくそうではないかと思ひますけれども、われわれは農民組合法案が農業委員会法案にすりかえられたといふような感じを受けました。従いまして私どもは、この農民組合法案と農業委員会法といふものは時期的にもつながりが出て来たと思ひます。私どもは、当時農地委員会も反対でありましたが、農民組織もこの農業委員会法に反対をしておつたのであります。つまりそれは最初に申し上げました通り、農業委員会は農民の利益代表

機関ではない、利益代表機関は農民の自主的な組織でなければならぬといふ考え方に立つて反対して来たのであります。それから最後に私は申し上げたいと思ひますが、現在も農民組合がございます。しかしながらこの農民組合法案が成立いたしました際は、新しい農民組合制度ができました際は、おそろく今日の農民組合の姿は相当にかわつて来るといふことを私は考へております。先輩の先生方を置いて言います。先般の先生方が置いて言います。非常に欠陥がございまして、非常にこれは克服されなくともならぬ基本的な問題が残つております。それは何としましても、今日のような農民組織が非常に、つまり農民の会費によらざる財政をもつて運営されるということから来る欠陥がございまして、このような状態が進みますと、農民組織が特定人の寡頭組織になつたり、特定政党の支持団体となつたりする危険性がやつて来るのであります。これを克服しなければ農民組織は正しい農民組織になり得ないのであります。これを克服するために、やはり農民組合法が生れて、そして農民の代表によつてこの組織が正しく運営されるという私は思ひます。

なお農民組合の制度につきまして二、三申し上げますならば、やはり私どもは、いわゆる農民組合という名前にとらわれないで、農民のその土地土地にふさわしい名前でもかまわない、それを自由に農民に選択させ、その組織の形態も農民に選択させ、それから制度は協同組合と違ひまして、

五

届出制度にする、それからさつき申しました委員は、原則として農民をもつて組織して、農民以外の人をこれに加えない、但し役員は農民と同じように、四分の一を限度として農民以外からも選出するといふような道をつくられたらよいではないかと私は思ひます。なお農民組合法案につきましても、いろいろの問題があるかと思ひますが、先ほど申し上げました通り、農民の権利を伸張し、団結権を擁護する意味におきまして、日本の農村を画期的に民主的な状態に推進する意味におきましても、ぜひともこの農民組合法案が農協法並びに農業委員会法と一緒に通過されますことによつて、私どもは農協を強力にし、また農業委員会の機能も十分に發揮し得るようになると思ひます。その意味で私は前の二つの法案も、この農民組合法案の実現を前提として賛成を申し上げることを最後に申し上げます。

○井出委員長 最後に、京都大学農学部の大槻教授にお願いをいたします。○大槻参事人 実は電報をいたただいて、陳述人として出て来いというわけで、取急いで出て参つたわけでありまして、ここに参りまして、私がはたして陳述人として適當であつたかどうかというのを疑うのでございます。

私、三年ばかり前に農業団体再編成の叫びがありましたとき、しばらくの間農業団体の問題に対して興味を持つて多少研究したことがあります。その後なまけ者でそういう方面に対する関心はほとんど失つて現在に来ておるわけでありまして。それで前の国会において審議未了になつた団体法案、昨年

の国会において審議未了になつた法案及び今度議員提案として出た案に対しては、全然内容を知らなかつたわけなのであります。ことに構成の問題などに入りまして、どういふいきさつでこのういふふうになつたのかといふようなことは皆目わからぬ。それに對して私が、具体的な内容にまで入つて責任あるお話をするといふようなことはとてもできない。ただ私は大学においても農業経営をやつており、地方にもよく出まして、農家と接触する機会がある。農家の立場においては、現在の農業団体に対して相當の改革があると思ふ。それでこれは相當改革されなくちやならぬ問題であるといふ考えは持つてゐるのでございまして。そういう多少原理的な方面から私の考へてゐるところを申し上げてみたいと思ふのであります。

資本主義の社会において、日本のような小農が生計を維持して行くために、これは孤立しておつたのではどうにもならぬ。それで何とか単位を大きくするために團結し、団体をつくるというところは、どうしてもやつて行かなくちやならぬことだと思ふ。そのうちで農業経営及び農家経済の立場から一番大切な団体は、何といつても農業協同組合である。そして現在において大きな発展を遂げている。それで農業経営及び農家経済の立場から、一番しつかりしてもらわなくちやならぬものは農業協同組合なんです。ところが現実の農業協同組合といふものが、はたしてほんとうに堅実な発展を遂げているかどうかと言いますと、ここに非常に疑問がある。協同組合の本来の職能といふか任務は何かと言いますと、こ

れはむしろ経済事業が中心をなすものである。それでどういふふうな民主主義の社会に入りまして場合には、できるだけ職能を単純化しまして、それに一生懸命突つ込んでもらいたい。自分の職能を完全に果し得ないのに、ほかのことにむやみに口を出したりするのは控えていただきたい。私はそう思うのでございまして。本来の職能であるところの経済事業に對して、現在の協同組合が他の企業その他に比較して、相當な能率を上げてゐるかといふことになる。これは非常に疑問がある。間もなく食糧の統制がはじかれるといふことは覚悟しなくちやならぬ。それと同時にインフレが終つてデフレの時代に入る。そうなりますと、これは前の農業会のように国家行政の代行機関であつたとき、及びインフレの金を借りて、返すときにはただのよき金で返せるというふうな時代とは違ひまして、組合の経営事業を非常に合理化しましてやつて行かなければならぬ時代に、急速に入つて来るとみなさなければならぬ。それで協同組合が農家の経済、経営を助ける部面といふものは、まず一番は組合の経済事業を通して、農家の経済、経営を助成し、発達をはかつて行くべきものであると私は信じてゐるのであります。現実の協同組合、ことに私は町村の協同組合に接觸する機会が非常に多いのであります。単位組合の実際の状況を見ますと、今まではどうにかやつて来たけれども、これからどうにもならぬといふ部面が非常に多い。そして、経営のやり方などに理事諸公や何かがかくちばしを入れて、何だかわけのわからぬものになつてしまふ。そしてまた必ずしも経済主

義によらずして、利益代表的な仕事をするとか、あるいは技術面に非常に力を入れるとかいふことになつて、協同組合はプリミティブな運営がされていまいといふような事実がある。そして経営の帳簿などを見ますと——私は農業簿記をやつてゐる關係から帳簿のことには非常に興味を持つてゐるのですが、帳簿がどうもよくできてゐません。私の香川県の一友人が、最近協同組合の組合長を押しつけられた。組合長をやる限りにおいては、その組合の経済状態がどうなつてゐるかはつきりさしてから引受けたいといふので、前組合長に聞いてみるとさつぱりわからぬ。むしろ貸借対照表は出してありますけれども、それは形ばかりです。そこで計理士を頼んで見てもらつと、百五十万の赤字がある。これでは引受けられない。それから、ではもつと詳しくやつてくれと言つて、一週間ばかり計理士を頼んでやつてみたところが、三百万のマイナスだ。それが組合員に知れて取付騒ぎになつた。それを中金の理事の方に保証してもらつて、どうか収支をつけたといふような事実があります。これは、たま／＼そういうことが起つたのですが、これは相當よく調べてみますと、こういうことはあり得ることである、私はそう信じております。それで今度つくる法案においては、中央会において、府県団体及び全団体の間に、監査といふことが事業の中に加はりまして、これを重要な仕事としてやるということでありまして、これはぜひ監査に力を入れていただきたいと思ひます。

それからこれは多少話がそれますが、簿記のことに關して申し上げます

と、敗戦後これはGHQの指導によつたのでしようが、協同組合が借方、貸方の複式簿記を採用した。これは私はどういふ意味かわかりません。簿記の様式それ自体としては絶対によしよしといふものがあるものじやない。借方、貸方は企業簿記だとか、金融簿記だとか、専門的にやつてゐるものには非常によろしい。しかし日本の農民の組合は農民が組織してゐるものです。計算の方法も何も知らぬ者が借方、貸方といふ式の帳簿をつけておる。これは毎日帳簿をつけてゐるといふ人でなくてはなかつた。それでない昔の帳簿であつても農民にはわからない。経理を見守るべき組合の幹事諸公で、帳簿を見られる人が何人ありますか。それでは職能を果せません。組合長でわかつてゐる人がありますか。ほとんどありません。組合員でわかつてゐる者はない。実際の面から行くと帳簿づけ一人しかわからぬ。それで組合の民主化もくそもない。事業の民主化もくそもない。ただ帳簿様式は百姓でもわかるよきものになしなればならぬ。組合に企業簿記の最も発達したものを用ゐるというのことに對しては非常な疑問があります。帳簿様式といふものは農民の事情においてやるべきものであつて、それ自体としてはよしあしといふものはあるものじやない。そういうことは相當あると思ひますが、現在これを改めることができないければ、少くとも簿記に関する知識を、むしろ職員もそうですが、組合の監事諸公を第一に、組合長や理事諸公も複式簿記が十

分理解できるように講習会を開いて教育すべきである。それから組合員たる農民にも複式簿記を理解して、自分たちの組合の帳簿が見られるようにしてあげなくてはならぬ。ですから簿記の講習、普及というものは、一大事業にして力を入れてやらなくてはならぬことであつて、こういうものをおいてほかのことにあまり仕事をするとどういふのはつまらぬことである。農業組合本来の仕事に力を入れるべき性質のものであると私は思います。そういう点があります。

それで私は、協同組合の事業が農家の経済、経営に一番大切だと思ふがゆえに、将来に向つて繁栄する堅実な方法をとつていただきたい。そのためにはできるだけ協同組合の職域の限界をはつきりさせて、何にでも手を出すことは控えていただきたい。そして余裕があるならやつていただきたい。余裕がないのに何もかもやるということにははなはだ迷惑であるということを、私は農民の立場から申し上げます。そういうふうには私は思いません。

それから中央会の問題ですが、中央会の政策活動の範囲をどのくらいにやるかということでありませう。そこで私が今申し上げましたように、職域を純化して一番大切なものからやつていただきたいという立場から、政策の活動も協同組合の事業に直接関係する範囲でやつていただきたい、農民一般の福祉に関するものはほかの団体にしておいていただきたい、こういう考えを私は持ちますので、その点申し上げておきます。ことに米の統制を解除するときに私が出つくわした問題は、統制の解除に対しては、農業協同組合が農民

の声として政治的にも力強く運動しましたが、そのときに私の耳に入つた声というものは、これは農民のためではなくて協同組合のためである、協同組合のために反対するのだ、統制をはずすと協同組合の仕事がなくなる、それで協同組合それ自体のために統制をはずすことに反対するのだということであつたのであります。そういうことを私は相当の要路の人からも聞いております。そういうことはしないにしてもこれは誤解を受けます。だからただ協同組合だけとして、そういうような問題にあまり深入りするということやなくて、ある程度以上やまということになりますと、これはほかの機関を通じて必要とやないかということや、やはり直接関係する利益代表の程度にとむるべきものであつて、あまり広げるべきものではないというふうに思ひます。

それから協同組合の技術の問題になりますが、協同組合の普及技術の問題も、農業協同組合の職能を純化する立場から、むやみに入ることは私は反対です。なぜかといへば、私も技術の指導も入れて総合的にやつて成績をあげておる幾つかの村も知つており、非常によくやつておりますが、それは数えるほどしかありません。あるいは百に一つとか、数回に一つとかで、そういうところは必ず村長として優秀な、技術に理解のある大きな人物のいるところである。そういう人物は村になかなかいないものなんです。これはごくまれにしかいないもので、これを一般的にそうし得るかということになると、そんなことはできません。だから組織の問題として、たま／＼そういう

ものがあるがゆえに、総合的に技術も入れてやつていいかということになる。これは私は疑問です。むしろ協同組合がやらなければならぬ技術の部分があまりです。たとえば出荷に関する指導とか、そういうもの／＼な技術の部分はありますから、協同組合の事業に直接関係する部面のそういう技術の指導をやることはいいですけれども、農民の農業経営に関する全般の技術の指導をやり、ほかの団体はしてもらつては困るといつたような態度をとられては非常に困ります。やはり技術の指導として、これはほかの団体なり、あるいは町村なり何かそういう方面でやるということが必要であつて、だから関係する部面で必要な部面をやるというのであつて、いわゆるボーダー・ラインとしようことに對しては、本質的にやるといふことに對してはよくないというのが私の見解です。

それから技術の問題になりますと、農林省の改良局との問題があるのでございませう。それは農村にやつてみますと、官公吏が技術の指導できる限界というものがある。それは専門技術の範囲でございませう。これを農事試験場の技術あるいは専門技術のグループとしておいて巡回するということはやらないで、農村に駐在する技術員といふものはどうしても日本の農村には必要でございませう。これを官公吏だけにまかしておくといいことはいいけません。また御存じのように、GHQが技術を全部官公吏でやらなければならぬという主張をつたのは、技術の普及指導というものは公共的なものである、ですから私の団体にまかせることができないという方針であつたと思ふのであります。

す。これはアメリカだけで採用されてゐることであつて、世界のどこでもこういうことはありません。アメリカは御存じのように新開国です。そうしてしかも相續制がない関係から、新しいところに入植して農業経営を始めておりますから、そこで技術を始めておる。あるいは他の職業の者が始めるとか、開拓地に行つて始めるということになると、聞かなくちゃできないのです。だから普及技術員がなくとも、農事試験場に自動車で乗りつけて聞いてやる、あるいは生活の仕方、こちらから行つて指導を受けるというやり方であつて、アメリカでは官公吏でも技術の普及というものは十分できます。それからまたもう一つは大農経営である。日本のように小農で、伝統的に、主たるもの米麦だ。そうすると各家とか部落には伝統的な技術、経営があります。あるいは土地の事情を知悉しておりますから、何も指導を受けなくてもできるものであります。たま／＼県の指導を受けると失敗する。だからこちらから進んで指導を受けようという態勢にはならないのであります。アメリカの百姓とおよそ違つたものであります。それで技術を受入れるということになりますと、農民側の受入れ態勢といふものをどうしてもつくらなければならぬ。ですから上からの技術員ではなくて、自分たちの技術員といふものがどうしても必要でございませう。そうしておじいさん、おばあさんとお茶飲み話ができ、お嫁の世話をしたり、あるいはど／＼の土地は酸性土壌だ、どこはどうかというように、一枚々々土地の事情まで知つてい

るような普及技術員がいるのであります。

す。これは専門技術員でなくて、農業の技術は常識よりも少し高い程度のものでいいのでございませう。経済の頭がある、経営の頭があるという専門技術員でなくて、ただ農業技術の理解ができ、経営指導者といふものが村におりまして、そうして技術が上から農事試験場その他を通して来るものを受入れ態勢をする。ちよ／＼日本の一つの村といふものは、外国の一つの農場のようである。農場には必ず専門技術者がいるものです。それから労働者です。ところが日本の農村は、労働者ばかりおつて技術者がいない。それで技術の普及といふものはできつておられません。日本の農村はまるで労働者ばかりである。技術員がいない。だから経営の改善といふものはなか／＼できない。技術の浸透の非常に困難だということはそのことであります。だからたとえば前の農林省の農民指導農場というのがありました。が、郡単位々々に専門技術員をグループとして置いて派遣してやる、しかし町村にはそれと連絡をとるめがある。その技術員といふものが、日本の実情から言つてどうしてもいるのであります。これを役場に置くか、農業委員会に置くか、協同組合に置くか、それはいろいろ問題がありましようけれども、協同組合はできるだけ一つのことに純化することがいいことであつて、そうでなければ単位組合が国庫の補助を受けなければならぬ。そうすると自主権を失つてしまふ。これはどこまでも責任を持つてやらなければならぬ。

それから一本建と二本建ということですが、あの場合に私はできるだけ二本建を主張するゆえんは、一本建にし

ますとこういうことが起る。実際村に行きますと、組合の経費事業を合理化するよりは、県庁にお百度を踏み、国會にお百度を踏み、農林省にお百度を踏み、そういうずう／＼い連中が組合長になる、その方が短期的に見ると経済的に得なんです。経営を合理化して仕事をやって健全化して行くよりも、何か特権をもらうとか、保護助成

中央及び全国中央会議に對しては、利益代表機關としてはこれよりほかになんじやないかという氣がし束すね。それはどういふことを言うかといふと、私はこれはやはり協同組合といふ經濟事業をやる一つの団体が、農民の利益を代表するといふことはおこがましい。これはあらゆる団体がやはり協同して、一緒になつてやるべきものだ。そうでないと偏しますよ。また協同組合それ自体、農業団体はそれ自身の生物學的な欲求を持ちます。それで自己の利益を追ふといふようなことになります。ですから職能団体なら職能団体、果の職能団体がより多く集るといふことがいいことである。それから職能団体ばかりでなくて、地域団体を入れなくちやならぬ。下からの地域的な代表者を入れて、そして全部網羅し

た農民団体連合会という地域のものも入れた組織になつてゐるようです。私はちよつと見ただけで詳しいことは知らないのですけれども、そういうよりなことになつてゐるようですが、そういうような組織がいんじやないか。ですから私は府県団体の農業中央会及び全国中央会議が非常にいいんじやないかと思ひます。

これは事業をただ二つの事業に限っており、農民組合の団体交渉と団体契約の手段を通して農民の福利をはかるといふことになっております。今農地改革した後においてこれだけの仕事を——主たる仕事がそうですが、これだけでやつて行けるか。これは会費がどのくらい集まりませんか。会費というものは農地改革面でもなか／＼集まらぬものだと、いうことを知っております。ことに今は集めることはむづかしい問題だと思っております。団体交渉とか団体契約といつても、今地主に団体交渉しようとしても、ほとんど地主というものはありません。私はこれは経済面において非常な困難にむづかしいんじゃないかと思っております。農業委員会のようなものは、行政機関などでなくして、自己の会費において自主的にやる団体にすべきものでない

すからこういうものも、今の段階としてその立法はやつた方がいいんじゃないやないかというふうに思います。しかし私は、法案の経過や何かを知らぬもので、急にこうなつたものですから、ただ原理論だけしか言えませんが、いいとか悪いとかいうことは申し上げることはできません。たがそういう考え方を率直に申し上げる次第であります。

○井出委員長　以上をもつて参考人の御公述は終了しましたが、質疑の通告がありますので、通告順に従つてこれを許します。足鹿勲君。

あり方について御所見いかん。第二は、農業技術の指導体系に関する御所見いかん。第三は、農地問題に関する処理機関のあり方いかん。この三つについて伺いたい。特にただいま大槻教授から、農業技術のあり方について、非常に真摯にしてしかもよく実情を御認識になつた御意見がありまして、私まつたく聴願いたしましたわけでありますが、大槻先生にもう一つ、その点に関連して、掘り下げて御意見を伺いたいことは、ブロッコはいしは地域程度度のものが官公吏の行う技術指導の限界であるという御意見、私もそのように考えておりますが、その受入れ態勢といえますか、農協に技術指導員を置くことは原則的にはよろしくないという御意見であつたように思いますが、しかばどういふ体系によつてその受入れ

みて悪いところがわかる。そんな立ちもしない計画を立てるなどということとは、とんでもないことだと私は考えております。

基本におきましては、やはり自主的な機関というものが多数にできればいいのでありますけれども、できないような状態に日本はあるのではないかと、う疑念を持つておるのであります。その意味で法的機関を代表機関としてつくり上げて行くという意見に私は賛成しておるわけでありまして、その場合には、やはり地区的に村なり、郡なり、県なり、あるいは全国なりの数的代表を確実に現わすようにして、それを基本にして行くということがいいことではないかと思うのであります。もしかりに県あるいは全国の機関にその他の代表を入れる場合に、あまりその数が多くなつて参りますと、やはり二重代表という形になるのじやないか。

いたしましても、現実には農家が負担し得なければそれができないわけでありまして、従つて国家とか府県とか市町村とかいうようなものにたよらざるを得ないということになるわけで、その場合には、あるいは政府あるいは町村の人々の職員をもつてこれに当てて行くということになるんだと思ひますが、そこで町村に置くか、農業委員会に置くか、協同組合に置くかというふうになりましたように、少くとも最低の単位組合には、やはり人的な補助のようなものが来ない方がいゝのじやないか。

法案によりまして、農業委員会法を改正いたしましたして利益代表機関のように、諮問をしたり建議をさせるそうでありまして、私どもは少くとも政府から補助金をもらつて、こういう機関が農民の利益を代表することはよくないと思つております。御承知のように今日の農業団体は、特に農協と農業委員会が大きな機構を持ちまして、その中央会にしましても、農業委員会の農業会にしましても、これは政府から補助を得なければ立ち行かないような状態においてつくられるだらうと思ひます。

の生産したものを有利に販売しなければならぬのでありますから、農民の利益を伴う技術を指導しなければならぬ。そのためにはやはり農民が現在非常に強く要求しておりますように、農業協同組合が特に末端においては技術を指導しなければ、農協のたとえば農産物の集荷にしましても、これを伴わなければならぬ、うまく行かないと思ひます。それからもう一つ危険なことは、農協が技術指導を持たない場合には、今日では政府が穀物を統制いたしました、それによつて農協の存在意義をあるいは経営をやつておりますが、先ほど大槻先生が申された通り、自由販売になりますときには、おそらくそういう技術の指導を持たない農協から、農民が遊離する危険さあるのじやないかと私は心配いたします。

三番目の農地の処理につきましては、今日の農地委員は、私先ほど申し上げました通り、農地処理を納得しておらぬと思ひます。少くとも最近において、農地委員に利権が伴うような状態に墮落しておる。私は農地の今後の処理の問題につきましては、新たにそういう機関をつくるか、少くとも政府の責任においてこの処理の問題を処理しなければならぬのじやないかと思ひます。

○足鹿委員 もう一点共通の問題であります。特に辻さんに伺ひたい。農業技術のあり方についてであります。そこで私は議論をしようとは思ひません。ただ御所見を承つておくだけでありまして、農業技術員を町村のごとき単位地域において設置する場合に、農業協同組合以外のものをつくる

〇辻参考人 農民の利益代表機関の問題だけを私長いことかかつて申し上げたわけでありまして、大体農民の利益代表機関というものは、本来ならば私は自主的な機関であるべきだと思ひます。そして農民が自由につくつた団体でそれが果せるならばいいと思ひます。その意味ではアメリカも示してしましたし、あるいはまた社会党の方が出しておられます農民団法案というふうなものができるとも非常に大事だと思つております。またかつては私数年前はそれを主張していた一人の者であります。しかしその後の実情を考へてみますと、農民の団体というものが非常にかつて来ているのじやないか。当時の私が考へておりましたときは違つておりました。別の方向に多数の相当の部分の人が来ているのではないかという考へ方からいたしまして、やはり法的機関で行うというような方法がいいのじやないか。そうしてもちろん自主的な機関というものを法人にするかしないかは、今私が簡単に申し上げられないと思ひますのであります。そういうような代表機関がある程度何らかの方式で法的な機関の中に認める、その意見を出すのに認めて行くということがあると思ひます。

第二番目の問題であります。農業指導体系の問題は、今大槻先生がおつしやいましたことで大体尽きておりますが、大槻先生は学者の立場で、なるべく問題の結論をお避けになつていらつしやるわけでありまして、現実といたしましては、農協が自分で技術員を置いてやつておられるところもあるし、やつておられないところもあるわけでありまして、それはやはり農家の経済力によるわけでありまして、いかに役員の方が御熱心でありまして、また組合の指導方針がいかにそこにあると

〇中村参考人 簡単に申し上げます。一番目の利益代表機関としては、この

二番目の技術指導につきましては、先生方と意見が違つたのでございまして、が、実例をあげて申し上げてもよろしいのでございまして、結論だけ申し上げますと、施設や資金を持たない機関が農民に技術を指導する際は非常な危険が伴う。かえつてそれは農民収奪の結果を招くおそれがあります。養蚕組合のごときも、これは例にあげてはよくないかわかりませんが、製糸資本の特約組合になるうとしておる。その他、たとえば牛乳処理の問題にしましても、あるいは養豚の組合にしましても、資金と施設を持たないそういう組織は、往々にして資本家の特約組合になるおそれがあり、また農民は自分

の生産したものを有利に販売しなければならぬのでありますから、農民の利益を伴う技術を指導しなければならぬ。そのためにはやはり農民が現在非常に強く要求しておりますように、農業協同組合が特に末端においては技術を指導しなければ、農協のたとえば農産物の集荷にしましても、これを伴わなければならぬ、うまく行かないと思ひます。それからもう一つ危険なことは、農協が技術指導を持たない場合には、今日では政府が穀物を統制いたしました、それによつて農協の存在意義をあるいは経営をやつておりますが、先ほど大槻先生が申された通り、自由販売になりますときには、おそらくそういう技術の指導を持たない農協から、農民が遊離する危険さあるのじやないかと私は心配いたします。

三番目の農地の処理につきましては、今日の農地委員は、私先ほど申し上げました通り、農地処理を納得しておらぬと思ひます。少くとも最近において、農地委員に利権が伴うような状態に墮落しておる。私は農地の今後の処理の問題につきましては、新たにそういう機関をつくるか、少くとも政府の責任においてこの処理の問題を処理しなければならぬのじやないかと思ひます。

○足鹿委員 もう一点共通の問題であります。特に辻さんに伺ひたい。農業技術のあり方についてであります。そこで私は議論をしようとは思ひません。ただ御所見を承つておくだけでありまして、農業技術員を町村のごとき単位地域において設置する場合に、農業協同組合以外のものをつくる

その理由としては、人件費等にまで国の補助を受けることはその自主性その他に弊害が伴う、こういう趣旨のお話であつたように思いますが、しかし中央の団体には国の補助をして弊害が少く、末端の場合には弊害が伴う、その点について私どもも理解がつかないものであります。むしろ私どもの見たところでは、現在の日本の膨大な官僚行政機構は、すべてのものを中央機関が掌握し、その方針に基いて一挙手一投足末端が動いておる形になつておるが、むしろ末端においてはいろいろな自主性を農民が持つておると思ふ。にもかかわらず逆に末端に国の補助を行つたときに弊害が現われ、中央団体においては弊害が認められないといふことは、私どももその辺についての御理論の根拠が理解しがたいのであります。中央団体に相当額の補助金を与え、あるいは助成を与える、そのことによつて官僚支配に墮する傾向が今までの実情ではないか、むしろ私どもはそういうふうな批判をし、見えておるものでありますが、その点については御所見いかがでありますか。

○辻参考人 足鹿さんのお説もつともであります。しかしながら私は現在の実情を見ますと、戦前の産業組合と現在の協同組合と比べますと、非常に下が強いという感じがいたします。それはいいことであります。アメリカがやりました十六原則にも、単位組合が基礎であるということをはつきり書いてあるのではありません。そういう点で、私はむしろ喜ぶべきことで、今連合会の経済機関の方では、全利用運動というふうなことでやつていらつしやいます。それから指導連も、実はこ

こで申し上げるのは、指導連の方が来ていらつしやるのではなはだ申訳ないのではありませんが、二段しかがいまいせんけれども、ことに上に行くほど弱くなつて、全指導などは非常に弱い形だと私は思ふのであります。そういうふうな形で、単協や県連は現在昔と違ひまして、相当基礎が強くなつて来てゐるというところを感じております。現に政府の再建整備を受けておりますものは県連であります。そういう点に、私は戦前の組合と戦後の組合の相違があると思ひます。それからもう一つの問題は、指導連の事業費に補助が参る。かりに人件費というものが来た場合でも、私はその点あまり心配しておらないのであります。過去の経験から申し上げますと、昭和七年に、あの経済更生の關係で、職員補助が中央会に参りました。それが初めのうちはいかに重要なものであつたのであります。それが、その後それがもとになりまして、そして中央会が拡大されて参りまして、その補助というものは、全予算の上からみれば大したものではなく、つて来たという事実を私は見るのであります。今の全指導というものが中央会の形式に改まりまして、そして政府の補助をもらつてやつて行きますれば、いろいろ事業が拡大されて参りまして、その当時における中央会と同じように、官庁の補助というものがそれほど中央会の地位の中に重要な地位を占めなくなるといふふうに私は考へてゐるのであります。だから理論から申せば足鹿さんのおつしやる通りでありますけれども、全購、全販のようなものが別にそういうふうな支配されるわけでもございませぬし、まず中央会

の一部のものが、たとい人件費が補助されても、それが将来において、それほど大きな作用をなさないのでやないかといふふうな考へております。

○井出委員長 川俣清君。

○川俣委員 私は御意見を伺ひする前に、一言参考人に申し上げておきたいことがあるのです。それは、私も参考人の御意見は尊重したいと思ひますが、これらの法案をすみやかに通することが必要であらうというふうなふうに申されておりますが、われわれはそこまで参考人の意見を聞こうといはしてゐるのではありません。法案の内容について賛否の意見を述べられることは必要であります。国会議員の審議権についていへば、御批判を受ける――外で御批判を受けるのは別であります。参考人としては行き過ぎではないか、と申しますことは、何が早く解決してほしいと頼まれます参考人が陳述されたような趣があるものであります。この点については十分な御反省を願ふなければならぬと思ひます。取消せとまでは申し上げませんが、御反省願ひしたいと思います。

○辻参考人 足鹿さんのお説もつともであります。しかしながら私は現在の実情を見ますと、戦前の産業組合と現在の協同組合と比べますと、非常に下が強いという感じがいたします。それはいいことであります。アメリカがやりました十六原則にも、単位組合が基礎であるということをはつきり書いてあるのではありません。そういう点で、私はむしろ喜ぶべきことで、今連合会の経済機関の方では、全利用運動というふうなことでやつていらつしやいます。それから指導連も、実はこ

見だつたと思ひますが、どんな課題があつたのか、問題の課題はどの点であつたか。私もそれらの課題が解決せられておらないという見解で参考人の御意見を伺ひしたのであります。そこでひとつ申し上げますが、たとえば今技術員の方について大抵参考人からも説明されましたように、改良普及の問題、または生活普及の問題、または施設農業委員会ができません前は農地委員会、食糧調整委員会、技術普及員、その三つが一本になつておるわけでありまして、今後食糧調整の關係がどうなるかといふ問題の見通しはまだついておりません。こういうときにもまた養蚕指導員、畜産指導員といふものがありまして、これらの問題についてどのように調整すべきかという問題が、私どもの見解では片づいておらないのです。あなたは片づいておるといふ見解でお述べになつておるようですが、どのような解決をすればよろしいのであるか、参考人の御意見を伺ひなければならぬと思ひます。参考人が、まずそれらを含めたといふ課題が、一番問題であつたかといふ点について、参考人の御意見を承つておきたい。

○辻参考人 私どこの何にも頼まれておらないことだけは申し上げておきます。意見もどこからも聞いておりません。私は元産業組合中央会主事という十五年前の資格で来ておるので、また私のようなものに、だれも頼んで言つてもおらぬやうなことをする人間もおらぬやうであります。それは私は隠れた人間でありまして、突然こへ出て来たやうなことで、この議事は規則も存じません。またこへ参りま

す際にも、どこから入つて行つたらいいか知らぬやうな状態でありまして、世の中にとつて私なんか頼むやうな人間はおけませんから、御安心願ひたいと思ふのであります。また私が議事規則になれないことにつきましてはおわびを申し上げます。

ただ私が今の農業団体の状態を見まして、組織が非常に混雑してゐるという点、これが特別私としての課題なのであります。もちろん課題と申しましても、いろいろ社会的な思想の見解から課題の特ち方というものが違ひるのであります。簡単に言えないわけでありまして、代表団体の組織問題であります。代表団体の組織問題といたうもの、それを中心にして考へて来ておるだけのことであります。それから行きますと、代表団体が非常に錯雑しておるといふことは申すまでもありません。それから協同組合というものが経営体としての任務を果しておらないといつたら語弊があるかもしれませんが、十分の機能を果しておらないといふ点、これは大槻先生もおつしやつたことであります。こういう点につきましては焦点をきめて話して行くことになるのだと思ひます。その他の米の問題でありますとか、あるいは農地の問題でありますとか、あるいは技術の問題でありますとかいふような問題は、一応この法案を見ましても、それほど深くは入つておらぬやうであります。その範囲内では申し上げたのであります。そんな広汎な問題ははたして私の参考人として呼ばれた範囲に入るかどうかといふことについて私は疑問に思つておるわけでありま

○辻参考人 私どこの何にも頼まれておらないことだけは申し上げておきます。意見もどこからも聞いておりません。私は元産業組合中央会主事という十五年前の資格で来ておるので、また私のようなものに、だれも頼んで言つてもおらぬやうなことをする人間もおらぬやうであります。それは私は隠れた人間でありまして、突然こへ出て来たやうなことで、この議事は規則も存じません。またこへ参りま

○川俣委員 三年もかかった一番の問題は、技術員をどこに置くかという問題が、先般の国会できまらなかった原因であります。もう一つは将来農業委員会がどのようにあるべきかという問題につきまして論議せられておつたのであります。それらの問題が片づかないことが今日まで延びて来た主要な原因であります。たとえば農地調整委員会というのがございます。また養蚕指導員、畜産指導員というのがある。また御承知の通り今度解決をいたしました主要な問題は提案理由によりますと、農業委員会の方は農地調整、自作農創設維持、農業の総合計画というふうになつておりますけれども、食糧調整の問題は、取扱うのが取扱わないのかという点についても、提案理由の中にはあまいになっております。このように本来の農業委員会の性格というものをごに置くべきかということが問題なんです。また今日すみやかに解決しなければならぬということで提案されております根本の問題は、この七月に選挙がある。この選挙をどうしようかということが急がれた一つの大きな理由であります。もう一つは補助、助成をもらなければこの団体が立つて行かない。今度補助、助成がぶらさがつておるのにこれをみす／＼見のがしてはならないということが非常に拙速をとられたゆゑなんです。そこで補助というものと無関係にはこの法案は審議できないのです。そういう点について、補助がなくともいいとお考えであるのかどうかということが一つの大きな問題なんです。私は農業委員会のあり方として、ここで参考人に別に意見を述べる必要はありません

が、国の行政の末端機構として、他の法律においても農業委員会の意見を聞かなければならぬというふうになつておるのはたゞさんあるものであります。たとえば今度の都市計画法または土地区画整理法等につきましても、農業委員会の意見を聞かなければならぬ、こゝういたしておりませんが、今までの法律では自主的な団体と認めていなかったのです。ところがこの提案理由によりまして、自主的な団体として改正をいたしましたのであります。従つて自主的な団体であるのか、行政の末端機構を果す任務を持つておるのかという点になります。他の法律にも影響して来るところがござる大いなのです。これらの点について御検討の上での参考人の御意見であります。他の法律案との関連について御検討の上の御見解でありますかどうかと、またはそういうことはあまり勉強しておらないので、この面だけの御答弁でありますか、その点を辻参考人からお伺いしておきたい。

〔委員長退席、金子委員長代理着席〕

○辻参考人 そんなことまで言うのは少し議会の審議権に入るのはないかと思うので、どうかと思うのであります。が、いろいろ問題を取扱う機関としての組織問題がかつていて、その辺の組織問題だけがここに取扱われているのだと思ひます。その辺のいろいろ／＼なもの制度というものがあつて参りますれば、またそれに応じておそれるかあつて来るのだらうと思ひます。将来は大槻先生が食糧の統制は撤廃されるだろというふうなことを御警告なさつていらつしやるのだと思ひます。しかしそれは必ずしも何年後にそうなるかは私にはまだわからないのでありますけれども、とにかくある程度緩和されることも事実だと思ひます。あるいはまた別個の統制方法をとるといふことも考えられることであつて、そうならつたらまたそうなるたときに應じて組織を考へて行くべきで、現在行われておる各般の農政の方向に沿つて、その範囲内で組織を変化して行こうというふうな考へておるものと、私は私なりに見ておるのであります。もちろん提出者の方に一々聞いたわけではございませんから、だからその範囲内で、これでもよからうというふうな考へておるのではありません。

○金子委員長代理 速記をとめて。

〔速記中止〕

○金子委員長代理 速記を始めてください。

それでは簡潔に質問を願ひます。川俣清吉君。

○川俣委員 今同僚委員から討論はやらないこととありますが、私のお聞きしているのはそうではないのです。こゝういふものを三年間も論議し尽しておるのであるから、すみやかにやるのがほんとうだ、こゝういふ御意見だつたから、それについて論議が尽されてないのだ、私どもはそう思つておる。参考人は論議が尽されたという議論だから、尽されたのはどこであつたかというのを私はお聞きしたいと思ひます。

○中村参考人 私は川俣先生と大体同じであります。先ほど農地問題は現在の農業委員では処理できまいと申し上げましたが、これは言い過ぎかもしれませんが、すみやかに農業委員を改選するなり何なりするか、あるいは別に作るなりしなければ、現在の農業委員会には農地問題の処理はできません。それからやはり川俣委員と同じ見解で、農業委員会は行政機構の末端である、そのために補助金が出るということは当然であると私は考へております。従つて、また繰返します、そういうものは農民の利益代表機関ではないと思ひます。

○大槻参考人 土地調整委員会というものは、私は知らなかつたのであります。おつしやるように、農業委員会の末端が政府の公共の仕事である農地の問題と供出の問題、そういうものをやつておるという関係で、行政機関としてやつておるのだらうと思ひますが、これは漸次自主的な団体にやつて行くべきものである。そして民主的農民の自覚を促して、非常に困つたことは、私どもも研究をやつてみたとき、商工業においては商工会議所があつて、商工業者がみづから会費を納めてやつておる、農民にもそういうみづから財政的なものを負担してやるといふものができるとは思ひます。しかしそれができるといへば、現実にはできない。それにどういふように処して行くかということ、その中間的なものが現在とられておりますけれども、理想として漸次これは自主的な団体に持つて行くべきものであると私は思ひます。

○川俣委員 農業改良普及員というものがあつて、この中に生活改善普及員として女子がおるのです。今度の予算でも、この予算が削減されたが、また相当増額されております。この生活

改善普及員のごときは、まったく家庭の中に入つて、かまどの改善から飯のたき方から電燈のつけ方、消し方まで教えた、いわゆる生活改善普及員です。こういう末端の機構を改良普及事業でやつておるわけです。これは農業委員会の前身でありました技術普及員が改組されました。農業改良普及員となつたのであります。一部が残つて、農業調整委員と、農業技術普及員の一部と、土地調整委員の一部と、農地調整委員の一部が農業委員会を形成してゐる。これはまったく本質的に行つた問題ではなくして、予算が削減されたので統合しなければならぬ、いわゆる技術的な問題、組織の問題から一掃になつたのではなくて、まったく予算の削減から一本にならざるを得なくなつて来た。にもかからず今度農業調整委員会、食糧調整委員会というものがなくなつて来ると、ますます「予算の削減が行われて来るわけにもなるのであります。予算だけを目標に農業委員会というものを考えることがだんだん不可能になつて来るのじやないかと思ふのです。そこで大槻さんのような意見であります、行政の末端機構としてこれらの技術指導をするか、または自主的な団体としておの／＼経費を負担して行くか。ことに日本の場合では、経費を負担させて技術指導に当らせることはな／＼むずかしいのじやないかと思ふのです。これは私の意見です。それから別ですが、そういった削減される。今度も大分削減されたのを、参議院で復活になつて現在こちらにまわつて来ておりますが、そのようにだん／＼こういう指導員について

の予算が削減されつつあるわけなのです。だから形式だけをここで残しておいても、活動できなくなる危険性が相当あるわけなのです。本来の任務、性格がはつきりしない、予算の裏づけが非常に困難な情勢になつておるわけです。今までのようにいまいちにして、ただ元の残存を残して、農業協同組合と一緒にやつて会議所をつくれれば予算がとれるのだというやうな安易なことではな／＼許されない財政上の事情が生まれて来ておる。そこでやはり大槻さんの言われるように、この際では性質をはつきりすることが必要ではないか。おの／＼の任務、職能に徹底するのでなければ、予算の裏づけは考えられないのじやないか。これは私の意見なのですが、大槻さんはどのような御見解を持つておられますか、お尋ねしたい。

○大槻参事人 生活改善普及員のお話がありましたが、これは言わなくてもいいことかもしれないが、生活改善普及員の問題を、あれだけとしてやることに對しては私は賛成でない。これはやはり農業経営と結びつけてやるべきものである。女子大学を出て農業もさつぱり知らぬ人が、生活改善といふことから結局かまどしかできない、食生活の問題などではな／＼入れないといふやうなことで、あのやり方に対しては相当批判があると思ふ。しかしこれは本質的なことじやないでしよう。

それから今川侯さんのおつしやるそのことは、私はまさにそうだと思う。これはやはり農業委員会が残るべきものとすれば、やがて三委員会が統合するときは、すみやかに農地の問題は片づくとする。それから食糧も統制は残るかもしれないけれども、供出なんというものはなくなるかもしれない。そういう仕事は減る。それで農村の総合計画という方面にずつと農業委員会が力を持つて来るべきものである。そしてさらにそれがそうなつて来ますと、これはもうちよつと自主的なものがない。過渡期には、今の農民の立場からいつてできないものを言つてもしょうがない。できるものとしてどうしようかといふ、やはり現在の状態でやつて、だんだんに問題が片づいて行つたら、それだけの準備として今の農業委員会が眠つていてはいかぬと私は思ひます。農業委員会の人たちが農業調整法であるとか、あるいは食糧供出の上に将来を見ないで眠つてゐるというのではよくないと思ふ。農業協同組合の指導部が独立してもいいし、あるいは一緒になつてもいい。だけれども、あゝいゝ指導部のような何かわけのわからぬものは、精神の違つたものが一緒になるのはよくない。一つは公共的な仕事ですから、指導部は指導部として独立してしまつたらいい。ほんとうの仕事をして、統一してしまふことも一つの方法じやないかと思ふ。私も末端に接する機会があるのですけれども、現在の政策は末端をまつたく無視してゐる。そしてからまわりしておる。これを何とかしないといかぬ。それでそういうために統合の問題もぜひ御審議願ひたいと思ひます。

○川俣委員 もう一点、改良普及員の団体を農業団体とは言わないのです。それから農地調整委員会の団体もこれと農業団体とは言わない。そうすると、この中間にある農業委員会が農業団体だといふことは、どうも学者の大槻さんから見られても少しおかしいのじやないかと思ふのです。これは農業団体といふものではないのじやないかと思ふのですが、私よくわからぬから、私は大槻さんに教へを願ひなければならぬと思ひます。

○大槻参事人 私も法律をやつておるものじやないのですから、この問題はわかからぬ。おそらくおかしいのじやないかと私も思ひます。だけれども、現在の実情からいつて、こういうふうなへんな形にならざるを得なかつたのじやないかと善意に解釈してあります。それ以上私は答弁できません。

○金子委員長代理 横島正興君。○綱島委員 要約しますと三つの点でございすが、第一点は大槻先生と辻参事人、お二人に伺ひたい。第二点は大槻教授と中村参事人に伺ひたい。第三点は中村参事人だけに伺ひたい。

第一点であります。これは大体は伺ひましたが、私も非常に困つておることは、農協に非常に乱れが来ておる。農村の再建を考へるものには、農協を清純な形にしなければならぬといふことが非常な関心事でございまして、供出米等を出しましても、農協に赤字がありますから、みなそれを差引かれて私の家なんかはもう五年くらい一べんも代金をもらつたことがない。多少の余裕のあるやうな家はみなそうしております。私だけではあります。そういうふうな実情であります。そこでどうしたら一体農協が赤字を出さずに、そして農民の経済利益を代表するやうな機構になり得るかというところが、ただいまでは非常な問題であり

ます。今ほどの赤字を単位農協はたくさん持つております。連合会以上のものは／＼論ぜられますけれども、これは割合に持つておつても私は弊害は少いと思ふ。むしろ弊害が非常に起るの、単位農協が赤字を持つておりますために、窮乏な人は少くも代表者に出て来ない。そして何かばくち打ちとまでは行かぬでも、非常に奇を好んだやうな人が代表者になつて参りまして、先ほど大槻教授のお話でございまして、先ほど大槻教授のお話でございまして、決議をされたり、あるいは帳簿等もわけがわからぬ。また実際に取扱われることも、度量衡が非常に百姓の実態に沿ひませんために、実際の正邪を判断する度非常に薄い。また自分でもわからぬ。わからぬところにはどうしてても自主性がございせんので、一体農民が団体機構に對してわかるようにするにはどうしたらいいか、そして何か元よりなりつばな、割合に自主性を持つた人が出て来るにはどうしたらいいか、私はやはり農協の理事などは無限責任にしなければいけないのじやないかといふ考へを持つております。ただいまのやうな赤字のままでこれは実行できませんので、これをどうしたらいいか、こういう問題について、御意見がありましたら伺ひたいと思ひます。

それから第二点は、大槻、中村両参事人に伺ひたいのでございすが、ただいま私どもの考へでは、農業といふものは国家の特殊な補助政策がなければやつて行かぬ産業だと思つておる。これはアメリカでもそのやうでございすが、日本などは特にそのやうであります。そこで国家の助成政策をいた

それから第三点。これは中村参考人にお伺いしたい。農民組合法案に対する意見であります。先ほどの質問と大體関連をしておりますが、農民組合でなければ自主性がないのだというふうな御意見だったように伺ったのであります。従来の農民組合が、土地改革前の農業実態の場合は格別であります。が、土地改革後の日本の農村、特殊な例は別でございますけれども、大體の筋から見ても、自作農本位になつた農村

以上の三点をひとつつお尋ねいたします。

○大槻参考人 現状の単位協同組合をどうするか。非常に債務が多くて、経理の紊乱している協同組合をどうするかということですが、これは私にはわかりません。どうもこの問題は釜弁できません。ただ私に考えられることは、これは急にやろうということになると政治的工作になりましようが、それだけで済むかというとはやはりそれじ

今やっているのは米ばかりじゃなか。今後そうした食糧の輸入がたかさんあつたとき、今度は何をやるか、さつぱりそういう方面の技術投資といふことがありません。あるいは土地をよくするとか排水をよくするとかそういう条件に対して考慮が非常に少いと思ふのです。あるいは協同組合に対しても、税金の免除だとかいろいろ特権を与えることがあると思います。そういうふうな日本に与えられたる農業条件の悪い点を改善するために、政治的にうか政策的に、客観的にこれを直して行くといふんですか、そういう修正をする方向を相当の必要があると思ひます。しかしそうではなくて、何か個個の場合に運動すれば金がもらえると、そういうやり方は民主的精神にもとるものだ、かつて地主をたよつたと同じように、農林省に頭を下げたり、府県に頭を下げたりしまして、ああいう個々の問題で、補助助成をもらうといふふうなやり方に墮するといふことは、非常によくない。やはり政治的解決でそういうことをやつた方がいいと思ひます。そういう意味で申し上げたのであります。むしろこれは価格問題だとか、いろいろの問題で、農業といふものを保護助成しなくちゃ現在の日本の社会において農業の存立ということとはむずかしいと思ふのであります。ですからこういうことはぜひ必要ですが、そういう客観条件の改善をせられても、何か個々の問題に対して頭を下げて懇願するようなやり方は、ことに協同組合なんかにとつてはやつてもらいたくないという意味でございませう。こういうふうに御答え申し上げます。

1

の編入してもらつて、そうして再建して行くよりほかにほんとうは道がない。しかし農村の奥情から言えばこれはむずかしいと私は存じております。そのためにはいろいろな政府の方法もいるであらうし、教育の方法もいるであらうし、まずいろいろな方法を考へて、そこに持つて行きますれば、倒れる組合が少くなるのじやないかと思ひます。つまりいい組合はいつまでもいいのですから、それに預けるといふことであります。現にその方法は千葉県でだん／＼進んで行つております。これはごくわずかな例であります。隣の村まで合併しておるところも幾處かあります。現に町村合併とともに、組合を合併しておるところもあります。これは一時的な例でございますが、將來伸びて行くし、またそこに持つて行くように伸ばさなければならぬ、それから農協の規模というものはわれ／＼も考えなければいかぬと思ふ。今大きいところでは百人近くの職員が協がある。これは愛知県、静岡県は六十人ぐらゐであります。愛知県とか滋賀県とか鹿児島県、そのあたりであります。こういう最大の組合に對しまして、ひどい組合になると、つまり職員がいらないわけです。これは農協としては問題にならないと思ふわけでありまして、そのほか職員の方が熱心に五、六人でやつていらつしやるところもある。平均で申し上げますと静岡県あたりは十六人ぐらゐ、それから愛知県が十四人に足らぬと思ひます。それから三重県というのはいか／＼農家としてはいいところでございますけれども、県平均の職員は七人です。こういう

ような七人というところになります。いろいろな事業——信用、販売、購買、利用、指導とかいふことをみなやつておきますと、これは一人で一つの仕事をやつておる。これでは商人より低い能率だといふことも考えなければいけません。もう一つは、この農協の慣習からいへば、これをやつて参りますと今までの違つた形になつて来ると思ふ。そういう場合に問題になるのは、あなた様がおつしやいました教育問題だと思ふのです。教育の問題をあなたがやつたらいひださう、こういうことをちよつとお漏らしになりました。これはやはり一つの考え方だと思ふのです。しかしそれは私どもの調べたところによりますと、大体大正時代で終つてゐるのです。なぜかと申しますと、小組合ならでございまして、今の町村規模になりますと、無限責任というやうな連帯觀念が浮んで来ないのであります。そこで大正末期の恐慌のときにみんなつぶれてしまひました。今の町村では無限なんです。そこで今度の法律が有限責任になつてゐるのです。そういうふうになつて参りますと、精神的な要素と経済的要素を強化する。この二つの方法で行かなければ、農協の將來の再建はできないと思ふのであります。この意味で農協合同を今から計画的に、三年かかつて五年かかつてもいいから、やる必要がある。今町村が千戸以上といふことになつておきます。八千人となりますと、普通千戸から千五百戸の農家になるのであります。そうなつて参りますと、職員が三十人から五十人になるわけであり

ます。そのくらゐになりますと、いろいろの手もふえて参りますし、教育の方法も徹底して参ります。技術指導員も三箇村までめれば、今までのないところも一人ぐらゐに置けることになりまゐる。それで参りますと、経営合理化の中心はやはり協同組合の基礎の強化だと思ふのであります。これができまゐれば、今度は連合会の支部なんかが非常に少なくなつて参ります。支部に非常にたくさん職員がいるのであります。その費用が節約されて、連合会の再建が十年もかからずに早く済む、こういう形になつて参ります。ただ方法はいろいろあるのでございまいなものでございせん、そういう方に向に進んで行くことが私は困難じやないかと思ふのです。政府にたよつて、今までのままで金さえもらえれば政治活動さえ可能である、こういう考え方が中心になつてしまつたのでございませぬけれども、やはり経営活動にも少し基礎を置くやうな方向に持つて行つていただければ、かなり解決の方法がつくのではないかと思ひます。

○中村参考人 補助政策があれば、農協の自主性が失われるかどうかというところでございますが、私は補助政策は日本農業にとつて絶対に必要であるといふことは同意見であります。ただ補助のやり方が、ことに今の農協中央会にしましても、農協委員会にしましても、人件費の補助といふ点で、人を対象とした補助が——その点まだ補助を目当てにしなければ団体を維持できないといふ状態においてその団体ができるわけですから、そういう団体は農民の代表機構としましても、職員の問題になりまして、職員の生命線の問題でございますから、やはり農民の自主的意識がだん／＼反映しなくなつて来る。そこで私も、補助政策が必要であるからこそ、補助を持たないで、自主的につくれる農民組合がますます必要になつて来るのじやないかと思ひます。先ほど大槻先生も申されまして、やはり農業施設と申しますか、農民に直接利益をもたらすやうな補助を大いに出していただくやうにされた方が、日本の農業が前進するゆゑんだらうと思ひます。

そこで農民組合の問題でございますが、綱島先生のようなお考えが相当あるだらうと思ひまして、最後に私は申し上げておきました、この法律によりますと、現在までの農民組合の姿は相當かわつたといふことを考えなくちやならぬじやないかと思ひます。もちろん農地改革の波に乗りまして、農民組合は非常に勢力を獲得しまして、その後どの農民組合も方向転換を考へて、大部分の農民組合は自作農を組織の對象としてゐるやうであります。しかしながらやはり長い間の伝統あるいは農民の保守性というものが、人物を見てつながら、農民組合といへば赤だといふやうな思想を持つてゐる者も相当あります。そういうことは現在まで農民組合が勢力を失つた地帯に多いのでありまして、農民組合としましても、自作農の要求を広く取上げて、営農資金の問題とか、あるいは価格の問題、そういう問題を關つてゐる地方では、農民組合は相當の勢力を持つてゐるわけ

であります。そういう点からも、今後の農民組合のあり方は相當かわつて行きますし、また私も農民組合の跡を見ますと、農民組合が特定人の選挙組織になつたり、特定政党の下部組織になつたりして、農民組合はだめになつてゐる。そういうものを克服するためには、やはり法律を制定して、農民自身の組織にこれを切りかへなければ、農民組合のほんとうの農民組織としての使命は達成できないと存じております。従ひまして失敗した農民組合の過去の姿を今度の農民組合法がねらつてゐるといふふうには、私は理解して参ります。

二重米価の問題も一つの意見として出されましたが、農民が食糧法の第三條に認められてゐる再生産費を保障する米価を要求する際、政府のコスト主義によつて消費者米価から圧迫が来るという観点から、生産費米価は上げられないのでございまして、消費者の米価については、やはり食糧法において明文で書かれて、消費者の生活を脅かさない米価でなければならぬ。これは別に特定政党を中心に掲げた労働提議でもございませぬし、実は食糧法の趣旨に基いてなされた要求でありますので、その点綱島さんはよく御存じじだらうと思ひます。

それから政治的な要求は、農民の今後の運動に大きく出て来なければ、農民は解放されないという観点に立つておりました。先ほど来農協同組合があまり政治的に進出しやいかぬといふやうな意見も参考人から述べられましたが、また政府から補助金をもらつてゐる農林委員会にしましても、その

農政運動は限界があつても、その限界を突き破つて闘わなければ、今日の農民は絶対に解放されない。そういう政治的な要求は現在あります。さらにまた先ほども申し上げましたが、いろいろな農産物を中心とする取引の間に、農民は自分の自主性を蹂躪され、しかも全国の農民は非常に不公平に取扱われております。牛乳を見ましても、同じ県においても、弱い農民は安く買いたたかれて、団結した農民は高く買われている。全国におきましても競争の激甚な北海道において高く、競争の激甚でない、あるいは酪農資本が一人で占めていた地帯では、買いたたかれて、つまり一方の農民の犠牲によつて、他の地方の農民が利益を享受しているという状態が現在あるわけでありまして、こういうものはやはり農民の権利の伸張から言いますと、平等であるべきであると思ひます。従ひまして、私どもはやはり農民の自主的な団結を進めることによつて、こうした要求というものは実現される。しかばそういうものは農林委員会や農協があるじやないかという意見があると思ひますが、農協や農林委員会は、先ほど申しました通り、その政治的な要求の闘い方については限界があり、また補助をもらつてゐる関係から、やはり最後まで要求が貫徹できない場合がしばしばあります。例を省略いたします。

あるいは保守勢力につながる、そういうことは農民の自由になければならぬ、そういう点から農民の自主的な組織というものは、そういう意味も含めて自主的でありまして、つまり特定人、特定の指導者を通じて、その組織の色わけをするということにならずに、農民自身の意思によつて農民組合の性格をきめなければならぬ、だからそういう観点に立ちますと、だんだん今日のような農民組織の現状を見まして非常に憂慮される点は、将来このままで行きますと、農民組織がだんだん衰微墮落したしまして、特定人の組織になつたり、特定政党の組織に依存するようになつたり、こういうものはあるのでありまして、こういうものは将来農民の意思を正しく反映する農民組織に切りかえられなければならない、そういう観点で私どもは農民組織をこの際法によつて認めていたたい、そしてその団体交渉の権利を農民に与えていたたい、ということが農民解放の一つの大きな仕事ではないか、こう存じております。

○中澤委員 時間もありませんから、大槻先生に一点だけお尋ねいたします。団体の再編成という問題については、この今出ているものに対して、私は全部不満なんです。それについて基本的な問題として、一体日本の資本主義が今の発展段階から独占的な段階に今入りつつある現状です。このとき過小零細農業経営を母体とする今の農協が、これに対抗して農民防衛が可能であるかどうか、実は私は不可能だという見解を持っております。それについて先生の御見解を……。

○大槻委員 非常にむずかしい問題であります。一つには独占的形態に入ることをできるだけ防止しようという政策がとられてよいと思ひます。それから農業をどういう状態に置いて防衛することがはたして可能かどうかというところでござります。しかしこれも私わかりません。だけれども可能だということとして、何かほか手段があるとかいうことになりまして、その農民の自由を束縛しないで、民主主義社会でやうて行くやり方として、ほかに私はよい方法を発見できないのであります。国営農場にしてしまふとか何とかということがあるけれども、それはその問題にまで入りません。そういうことがはたしてよいかどうか、個人の自由とこのところの私は、こういう協同組織を強化して対応する以外にない、というだけの非常に消極的な御答弁になります。

○井出委員長 午前中はこの程度にいたします。

参考人各位におかれましては、非常に御多忙なところをわざわざ御臨席をいただいた、貴重な御公述を願ひいたしましたことに對し、厚く御礼を申し上げます。

暫時休憩いたします。

午後一時四十六分休憩

午後三時五十三分開議

○井出委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

この際足鹿君より議事進行についての発言の申出があります。これを許します。足鹿君。

○足鹿委員 委員長にお尋ねを申し上げます。この団体関係の法案について、昨日いろいろと理事の各位がお打合せになつたのであります。その結果は詳細は私は存じませんが、三案について御審議を願つたと思ひます。大抵予定に載つておるのは農協法並びに農協法の一部改正案のみについて取扱ひを御決定になつておるのうに聞いておりますが、一番まつ先に提案をしております農民組合法に對するお打合せはどういうふうに御検討願つたのであります。私の考えとしては、提案の順序に従つてやはり従来も一応は御審議を願つておるのうでありますから、でき得べくんばそういうふうにしていただきたい。しかしながら全然問題にされないというところであるならば、その理由は一体どこにあるのか、理事會においてどういふお取扱ひになつておりますか、この点をあわせてお伺ひしたい。

私のこの際議事についての希望を申し上げますが、農林委員会法の一部改正と農民組合法、この二つを審議する。いま一つは整備促進法の一部改正が足立君外自由党から提案になつております。これと農協法の一部改正案は同じ農協関係の法律でありますから、これを二つ一括して、それぞれ区切つて御審議をしていただきたと存じます。まず協同組合関係の二法案を本日は議題にせられて御審議を進められますならば、私どもも審議に何ら躊躇するものではございません。が、関連の深い法案を三つも一括して審議をするというふうは、かえつて審議を遅らせることになると思ひますので、ただいま希望を申しましたように

な趣旨に沿つて議事の運営を進めていただきますならば、本日もこれから夜を徹しても審議をいたしたい、かように考えておりますので、ひとつよろしくおとりはかりをお願いしたいと思います。

○井出委員長 足鹿委員にお答えを申し上げます。昨日の理事會におきましては、貴党におかれましては芳賀理事御欠席のため、井谷委員がおいでになられたと思ひます。その席上で恒例によりまして今週の審議日程を立てたわけでありまして、会期もいよく押し詰まつて参りましたので、委員長としましては、なるべくスピード・アップをしていただきたいというふうな希望を申し述べたのであります。その結果は今足鹿委員の言われるように、農民組合法については全然これに触れないなどというふうなことではございせん。団体関係三法案と従来呼んで参りましたものを、本日の午後とそれから明日と大抵の時間を当て、できる限り審議を促進したい、という程度に取扱つたわけでございます。ただいまお述べになりました農協関係の再建整備を含めた二法案と、それから農林委員会法及び農民組合法という分割の仕方は、ただいまの足鹿委員の新提案でありまして、これは後ほどでも懇談をいたしまして、そういうお申出の線に沿うかどうかということを含めていただいた方が至当であらうか、かように考える次第でございます。

他に御質疑もないようでありますから、残余の部分は明日にこれを繰越して継続をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

昭和二十九年五月二十二日印刷

昭和二十九年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局